

維持管理の必携知識

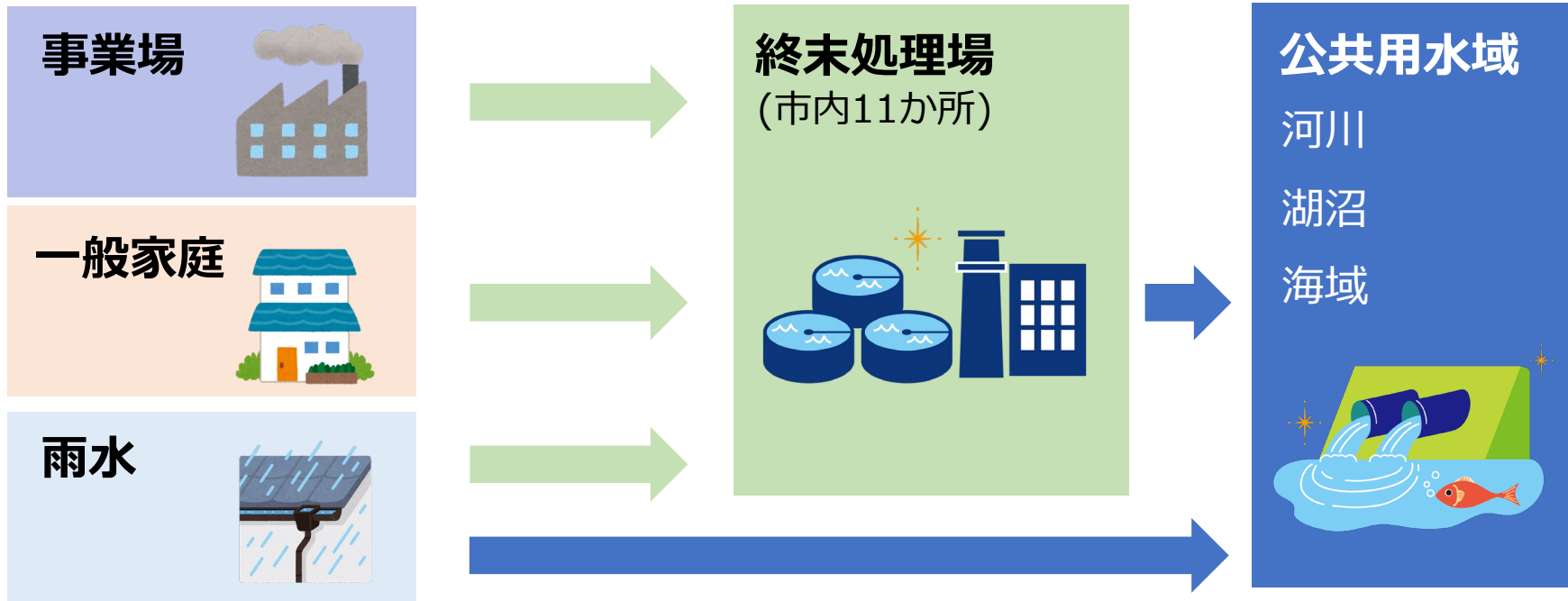
§セクションA&B§

下水道の規制について

目次 | 本日の内容

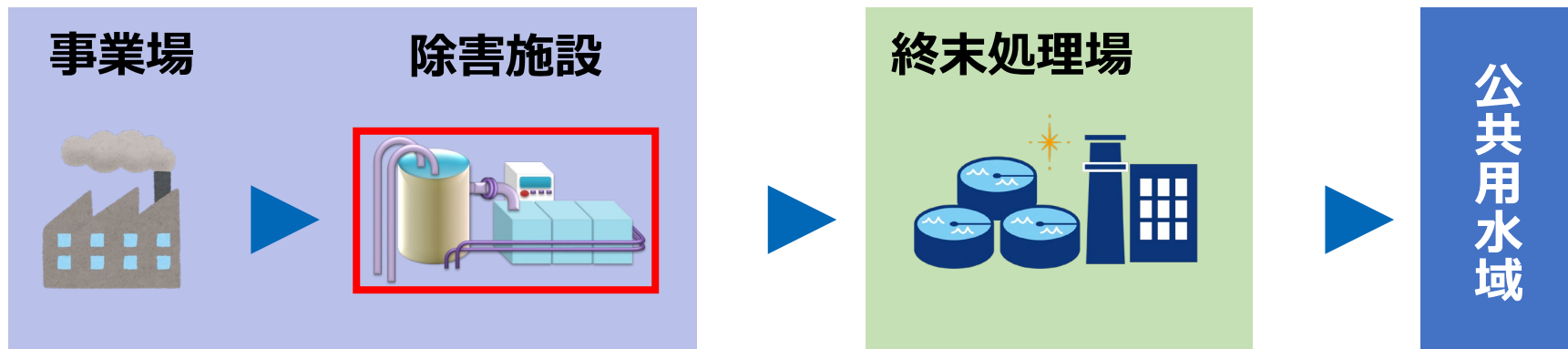
1. 概論
2. 維持管理の重要性
3. 立入検査について
4. 基準超過の例

概論 | 下水道の概要



概論 | 除害施設とは

規制物質を使用する事業場において、基準を超えた排水を下水道に流さないようにするための処理施設



概論 | 水質基準について

根拠法令	水質基準	例.ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)
下水道法 (特定事業場)	直罰基準	5 mg/L以下 排水量50m ³ /日以上
横浜市下水道条例 (市内全ての事業場)	除害施設設置基準	5 mg/L以下

特定事業場であるか、排水量はどの程度か等の状況によって適用される基準が変わります

概論 | 水質基準を遵守する必要性

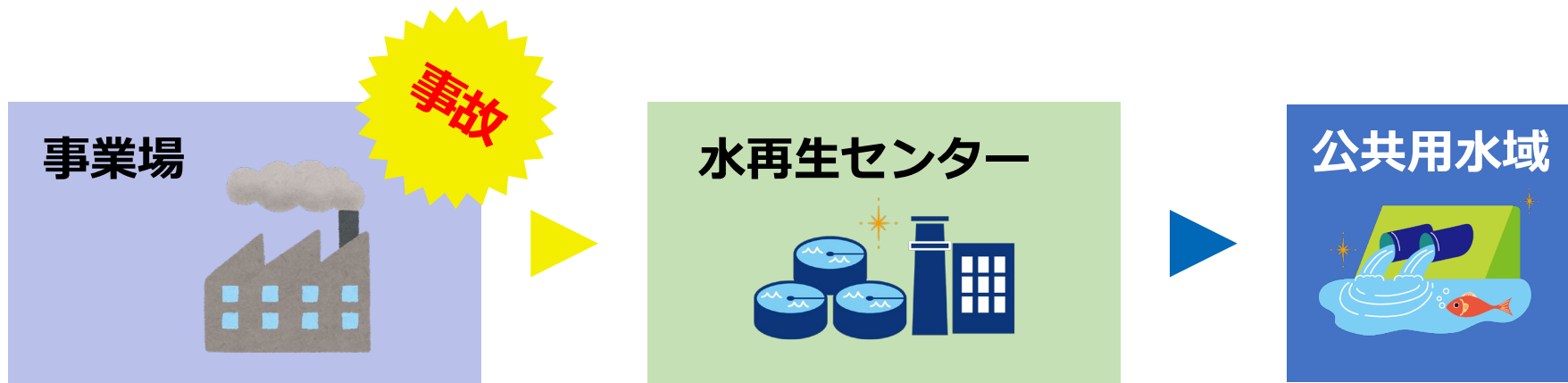
水質基準を遵守しないと…

水再生センターの処理機能を阻害して、公共用水域(海・河川)の水質悪化を招く恐れがあります。



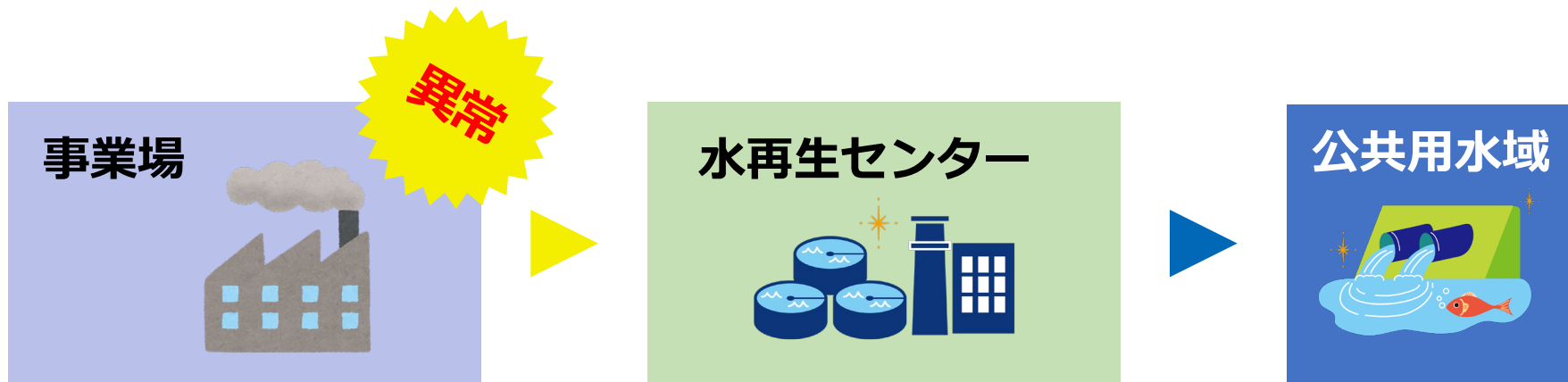
維持管理の重要性 | 事故時の措置 対応と連絡を!

特定事業場で有害物質等を公共下水道へ流してしまった場合は、速やかに、**水質課(工場排水担当)**又は**排水先の水再生センター**に連絡を!



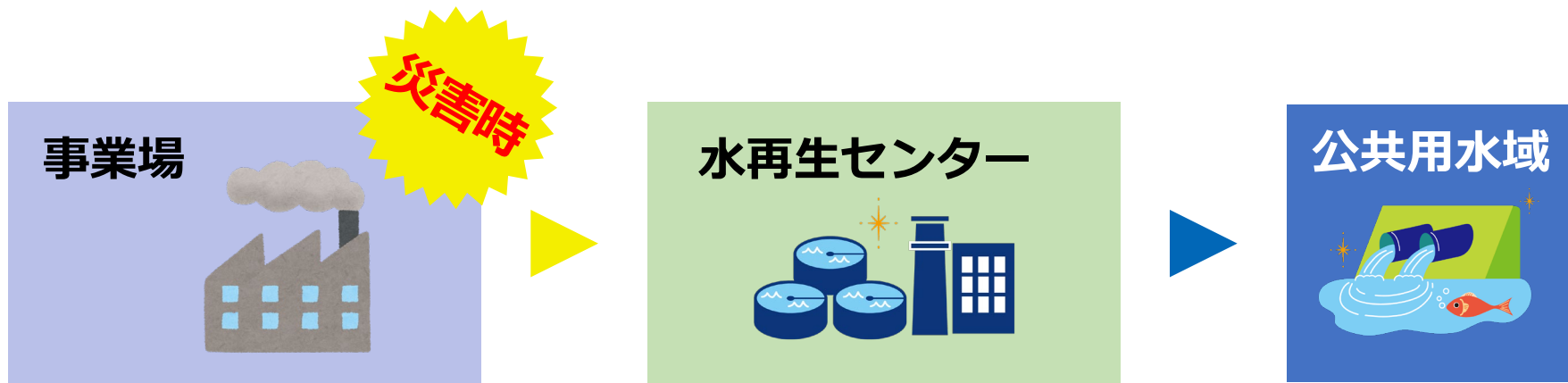
維持管理の重要性 | 誤った排水を流してしまうと

誤った排水を公共下水道へ流してしまうと、**下水道管への影響**や**公共用水域の水質汚濁**などが生じることがあります。



維持管理の重要性 | 平時の備えを！

災害が起きた際には、迅速かつ適切な行動がとれるように、災害時の薬品漏洩を想定した**訓練**や**連絡体制の整備**など**平時の備え**もお願いします。

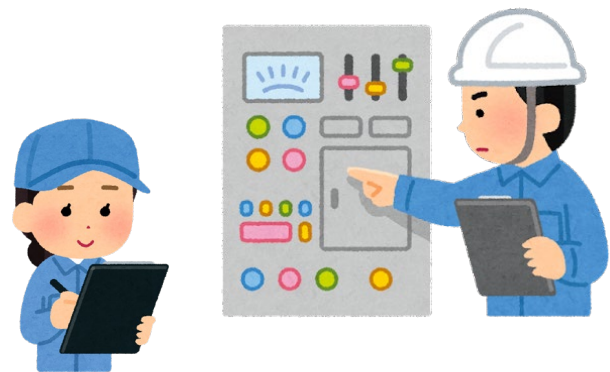


立入検査について | 事業場への立入検査

市の職員は、公共下水道の管理をするために特定施設や除害施設などを設置している事業場に立入検査を行っています

立入検査時に確認する主な事項

- ・ 排水の採水と簡易検査
- ・ 除害施設等の目視確認
- ・ 自主分析結果や管理状況の確認



分析結果は、ファイルなどを用いて確認しやすいように保管してください（5年間）

立入検査 | 基準超過の多い項目

- pH
- 鉱油
- 金属類（亜鉛、銅、溶解性鉄など）

立入検査 | 違反したらどうなるの？

横浜市が事業者の皆様に指導すること
水質基準値を**超過した原因と対策**について、
文書による報告を求めます。

よくある超過原因

- ・排水処理施設の**管理不足**
- ・濃厚廃液の**回収不足**



基準超過の例 | 水素イオン濃度 (pH)

水質基準値	排出源	処理方法
5を超え9未満	工事排水,エッチング後の洗浄水,アルカリ洗剤など	炭酸ガス,水酸化ナトリウムなどによる中和

※中和処理の詳細については、[セクションA-1](#)をご視聴ください

※重金属の凝集沈殿処理については、[セクションA-2](#)もご視聴ください

基準超過の例 | 鉱油類（ノルマルヘキサン抽出物質）

水質基準値	排出源	処理方法
5 mg/L以下	自動車の洗浄水、石油 化学製品を扱う場所など	浮上分離法、吸着法など

※詳細については、[セクションB](#)をご視聴ください